**国内居住要件について**

住民票が日本国内にある方は原則、日本国内に居住するものとします。このため、例えば、扶養家族が一定の期間を海外で生活している場合でも、日本に住民票がある限りは、原則として日本国内に居住するものとします。

　ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、例外的に日本国内に居住していないものとします。